

政令第 号

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第九号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項第三号中「第四十八条の四十五」の下に「（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第一条の七第三項の表四の項中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に改め、同条第四項の表三の項中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に改め、「第四十八条の二十九」の下に「、第四十八条の二十九の三、第四十八条の二十九の四、第四十八条の二十九の五第一項」を加え、同表四の項中「第四十八条の二十六第二項」の下に「、第四十八条の二十九の六第一項及び第三項」を加え、同条第六項の表九の項中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に改め、「第四

十八条の二十九」の下に「、第四十八条の二十九の三、第四十八条の二十九の四、第四十八条の二十九の五第一項」を加え、同表十一の項中「第四十八条の二十六第二項」の下に「、第四十八条の二十九の六第一項及び第三項」を加え、同条第七項中「四の項（）」の下に「第四十八条の二十九の六第一項及び第三項並びに」を加え、同条第八項の表二の項中「第四十七条の五第二項」の下に「、第四十八条の二十九の三、第四十八条の二十九の四、第四十八条の二十九の五第一項」を加え、同表中九の項を十の項とし、五の項から八の項までを一項ずつ繰り下げ、四の項の次に次のように加える。

五	第四十八条の二十九の六第一項 及び第三項	道路管理者は、	道路管理者は、道路管理者 等が
---	-------------------------	---------	--------------------

第三条の二第一項中「第四十一条第二項第八号」を「第四十一条第二項第九号」に改める。

第四条第一項第十九号中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に、「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の三第二項」に、「第四十四条の三第三項」を「第四十四条の二第三項」に、「第四十四条の二第四項」を「第四十四条の三第四項」に、「第四十四条の二第五項」を「第四十四条の三第五項」に改め、同項中第四十七号を第五十号とし、第三十三号から第四十六号までを三号ずつ繰り下げ

、同項第三十二号中「第四十八条の四十五」の下に「（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同号を同項第三十五号とし、同項中第三十一号を第三十四号とし、第三十号を第三十三号とし、第二十九号の次に次の三号を加える。

三十 法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限すること。

三十一 法第四十八条の二十九の四の規定により道路標識を設けること。

三十二 法第四十八条の二十九の五第一項の規定により協定を締結し、及び道路外災害応急対策施設を管理すること。

第四条第二項ただし書中「前項第三十八号及び第三十九号」を「前項第四十一号及び第四十二号」に改める。

第四条の二第一項第一号中「第三十一号、第三十三号、第三十五号から第三十九号まで、第四十二号及び第四十三号」を「第三十四号、第三十六号、第三十八号から第四十二号まで、第四十五号及び第四十六号」に改め、同項第五号中「第四十四条の二第七項」を「第四十四条の三第七項」に改め、同項第十号中

「第四十八条の四十五」の下に「（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第十九号中「とき及び」を「とき、法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとするとき及び」に改め、同条第三項ただし書中「前条第一項第三十八号及び第三十九号」を「前条第一項第四十一号及び第四十二号」に改める。

第四条の三第一項中「第四十七号」を「第五十号」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に改める。

第四条の四第一項第一号中「第三十八号まで、第四十号から第四十三号まで及び第四十五号から第四十七号まで」を「第四十一号まで、第四十三号から第四十六号まで及び第四十八号から第五十号まで」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号」を「第四条第一項第四十一号」に改める。

第四条の五第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号」を「第四条第一項第四十一号」に改める。

第五条第三号中「第四十四条（）」を「第四十四条第一項及び第二項（これらの規定を）」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「又は」を「、第四十八条の二十九の六第三項又は」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 法第四十四条の二第一項及び第二項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により届出対象区域を指定し、及びこれを公示すること。

第五条の二第一項第一号中「第三十二号まで、第三十五号から第三十八号まで、第四十号、第四十一号及び第四十五号から第四十七号まで」を「第三十五号まで、第三十八号から第四十一号まで、第四十三号、第四十四号及び第四十八号から第五十号まで」に改め、同項第三号中「及び法第四十六条第一項又は」を「、法第四十六条第一項又は」に改め、「により道路の通行を禁止し、又は制限しようとするとき」の下に「及び法第四十八条の二十九の三の規定により防災拠点自動車駐車場の利用を禁止し、又は制限しようとするとき」を加え、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号」を「第四条第一項第四十一号」に改める。

第五条の三第一項第一号中「第二十九号まで、第三十一号、第三十三号、第三十五号から第三十九号まで、第四十一号から第四十三号まで及び第四十五号から第四十七号まで」を「第三十二号まで、第三十四号、第三十六号、第三十八号から第四十二号まで、第四十四号から第四十六号まで及び第四十八号から第五十号まで」に改め、同項第三号中「第四十四条の二第七項」を「第四十四条の三第七項」に改め、同項

第四号中「第四十八条の四十五」の下に「（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に改める。

第六条第一項第一号中「第四十七条の八第一項」の下に「、第四十八条の二十九の五第一項」を加え、同項第二号中「第四十八条の三十七第一項」を「第四十八条の二十九の五第一項又は第四十八条の三十七第一項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 指定市以外の市町村は、法第二十七条第二項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

一 法第二十二条の二、第四十七条の八第一項又は第四十八条の三十七第一項の規定により協定を締結すること。

二 法第二十八条の二第一項の規定により協議会を組織すること。

三 法第四十八条の四十六第一項の規定により指定し、又は法第四十八条の四十八第三項の規定により指定を取り消すこと。

第六条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「及び第二十一号」を「、第二十一号、第三十号及び第三十一号」に、「この条第四項第二号」を「この条第五項第二号」に、「第五項第二号」を「第六項第二号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項第一号中「第四項第二号」を「第五項第二号」に改め、同項第二号中「法」の下に「第四十八条の二十九の五第一項又は」を加え、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第四項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項各号」を「第五項各号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項第五号中「又は」を「、第四十八条の二十九の五第一項又は」に改め、同項第七号中「第四十八条の四十五」の下に「（法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定市以外の市町村は、法第四十八条の二十二第三項の規定により道路管理者に代わつて次に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、道路管理者の意見を聴かなければならない。

一 第二項各号に掲げる権限

二 法第四十八条の二十九の五第一項の規定により協定を締結すること。

第七条第三号中「津波」を「洪水、高潮又は津波」に改め、同条に次の一号を加える。

十四 防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設（都市再生特別措置法第十九条の十五第一項に規定する非常用電気等供給施設をいう。）その他これらに類する施設で、災害応急対策（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する災害応急対策をいう。第十六条の三第二号イ並びに第三十五条の七第二号及び第四号において同じ。）の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるもの

第十六条の二の次に次の一条を加える。

（災害応急対策に資する工作物又は施設）

第十六条の三 法第三十三条第二項第四号の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

一 広告塔、通信設備、街灯その他これらに類する工作物又は看板であつて、災害時において住民その他の者（次号及び第三十五条の七において「住民等」という。）に対する災害情報の伝達の用に供することができるものであるもの

二 次に掲げるもので、災害時において住民等に対する物資又は電力の供給の用に供することができる

もの

イ ベンチその他これに類する工作物であつて、物資の保管その他災害応急対策の実施に資する機能を併せ有するもの

ロ 貯水槽その他これに類する施設

ハ 第七条第二号又は第八号に掲げる工作物又は施設

三 第七条第十四号に掲げる施設

第十七条中「第三十三条第二項第四号」を「第三十三条第二項第五号」に改める。

第十九条の五及び第十九条の六第一項中「第四十四条の二第三項」を「第四十四条の三第三項」に改める。
る。

第十九条の七及び第十九条の八中「第四十四条の二第四項」を「第四十四条の三第四項」に改める。

第三十条の五中「第四条第一項第三十六号」を「第四条第一項第三十九号」に改める。

第三十四条第一項中「第四十四条の二第七項」を「第四十四条の三第七項」に改める。

第三十五条の三第一号中「指定は、」の下に「道路の沿道における」を、「崩壊」の下に「、竹木の倒

伏、工作物の倒壊」を、「道路」の下に「の沿道の土地、竹木又は工作物が道路」を加え、同条第二号中「指定は、」の下に「道路の沿道の土地、竹木又は工作物が」を加える。

第三十五条の十を第三十五条の十一とする。

第三十五条の九中「第三十五条の七」を「第三十五条の八」に改め、同条を第三十五条の十とし、第三十五条の八を第三十五条の九とし、第三十五条の七を第三十五条の八とする。

第三十五条の六の次に次の一条を加える。

(道路外災害応急対策施設)

第三十五条の七 法第四十八条の二十九の五第一項の政令で定める工作物又は施設は、次に掲げるものとする。

一 広告塔、看板、街灯その他これらに類する工作物であつて、災害時において住民等に対する災害情報
の伝達のために供することができるもの

二 ベンチその他これに類する工作物であつて、物資の保管その他災害応急対策の実施に資する機能を
併せ有するもの

三 食事施設、購買施設その他これらに類する施設であつて、災害時において住民等の支援に係る物資（次号において「支援物資」という。）の供給の用に供することができるもの

四 事務所、店舗、広場、公園その他これらに類する施設であつて、災害時において住民等若しくは災害応急対策に従事する者の利用又は支援物資の保管の用に供することができるもの

第四十一条第二項第十六号を同項第十七号とし、同項第十五号中「第三十五条の七」を「第三十五条の八」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第十四号を第十五号とし、第五号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 法第四十八条の二十九の二第一項の規定により防災拠点自動車駐車を指定し、同条第二項の規定により当該指定に係る自動車駐車場の道路管理者に協議し、その同意を得、及び同条第三項の規定により当該指定をした旨を公示すること。

別表第七条第八号に掲げる施設、第七条第九号に掲げる施設、第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場、第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物、第七条第十二号に掲げる器具及び第七条第十三号に掲げる施設の項を次のように改める。

に 掲 げ	第 九 号	第 七 条	建 築 物	そ の 他 の も の	の	る	設	に	く。	を	地	上
					も	け	に	除	下	の	二	
						の	三	階			の	の
							以	数				も
							上	が				
							の					

占 用 面												
A に ○ ・ ○	て 得 た 額	一 一 を 乗 じ	A に ○ ・ ○	A に ○ ・ ○ 三 三 を 乗 じ て 得 た 額	A に ○ ・ ○ 一 を 乗 じ て 得 た 額	A に ○ ・ ○ 八 を 乗 じ て 得 た 額						
A に ○ ・ ○	て 得 た 額	一 四 を 乗 じ	A に ○ ・ ○									
A に ○ ・ ○	て 得 た 額	一 六 を 乗 じ	A に ○ ・ ○									
A に ○ ・ ○	て 得 た 額	一 九 を 乗 じ	A に ○ ・ ○									
A に ○ ・ ○	て 得 た 額	二 三 を 乗 じ	A に ○ ・ ○									

第七 条第 十三 号に 掲げ る施 設	トンネルの上又は 高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの 上空に設けるもの	第七 条第 十二 号に 掲げ る器 具	急仮設 建築物	
			上空に設けるもの	その他のもの

Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
	Aに〇・〇			

第七條第十四号に掲げ る施設	の	
	その他のもの	
		Aに〇・〇三三を乗じて得た額
		Aに〇・〇三三を乗じて得た額

(道路整備特別措置法施行令の一部改正)

第二条 道路整備特別措置法施行令(昭和三十一年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「及び第十三号」を「、第十三号及び第十四号」に改める。

第十五条第一項中「道路管理者」とあるのは、「道路管理者」とあるのは、「」に、「上欄」を「第二欄」に、「中欄」を「第三欄」に、「下欄」を「第四欄」に改め、同項の表を次のように改める。

項	読み替える規定	読み替えられる字句	
		読み替えられる字句	次に掲げる場合の区分に応じて読み替える字句
		う道路(高速自動	機構及び会社が行
		う道路(高速自動	地方道路公社が行

	二	一	
第十八条第一項	第二条第二項第五号、第七号及び第八号	第二条第二項第二号	
第十二条、第十三条第一項若しくは第三項、第十	第十八条第一項に規定する道路管理者	第十八条第一項に規定する道路管理者	
独立行政法人日本 高速道路保有・債	会社	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社（以下「会社」という。）	車国道を除く。） の管理について適用する場合
地方道路公社	地方道路公社	地方道路公社	車国道を除く。） の管理について適用する場合

四	
第十九条の二第一項、第三十一条第一項	
当該道路の道路管理者	
会社	<p>条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は</p>
地方道路公社	<p>条又は前条第一項から第三項までの規定によつて道路を管理する者（指定区間内の国道にあつては国土交通大臣、指定区間外の国道にあつては都道府県。以下「道路管理者」という。）は</p>

五	
	、第二項及び第四項、第九十三条
	第十九条の二第一項 道路管理者（
道路管理者（当該他の道路が他の会社が管理する道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路であるときは当該他の会社、同法第三十一条第一項に規定する公社管理道	道路管理者（当該他の道路が道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路であるときは会社、他の地方道路公社が管理する同法第三十一条第一項に規定する公社管理道
定する公社管理道	定する公社管理道

	六		
第十九条の二第三項	第十九条の二第二項		
道府県知事」と、「関係	そのいずれかが国土交通 大臣である場合を除き、 共用管理施設関係道路管 理者のいずれかが都道府 県であるときは国土交通 大臣に、その他のときは 都道府県知事	路であるときは地 方道路公社。	路であるときは当 該他の地方道路公 社。
共用管理施設関係	国土交通大臣」とあるの は「国土交通大臣又は都 道府県知事」と、「関係	当該他の道路の道 路管理者が国土交 通大臣である場合 を除き、国土交通 大臣	当該他の道路の道 路管理者が国土交 通大臣である場合 を除き、国土交通 大臣
共用管理施設関係	関係都道府県知事 の」とあるのは「 共用管理施設関係	関係都道府県知事 の」とあるのは「 共用管理施設関係	関係都道府県知事 の」とあるのは「 共用管理施設関係

	八	七
第二十条第一項	第十九条の二第五項	
当該道路の道路管理者	共用管理施設関係道路管理者は	都道府県知事」とあるのは「共用管理施設関係道路管理者
独立行政法人日本高速道路保有・債	当該道路の道路管理者及び当該他の道路の道路管理者は	道路管理者の」と関係都道府県知事は」とあるのは「当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限る。）は
地方道路公社	当該道路の道路管理者及び当該他の道路の道路管理者は	道路管理者の」と関係都道府県知事は」とあるのは「当該他の道路の道路管理者（地方公共団体であるものに限る。）は

		九	
		第二十条第三項	
道府県であるときは国土	そのいずれかが国又は都	当該道路の道路管理者	管理者 国土交通大臣以外の道路
当該他の工作物に	国土交通大臣及び	機構若しくは会社	機構又は会社 務返済機構（以下「機構」という。） 又は会社（他の工作物の管理者が当該会社であると きは、機構。以下この条において同じ。）
当該他の工作物に	国土交通大臣及び	地方道路公社	地方道路公社

		十
第二十条第四項		
事	主務大臣又は都道府県知事	交通大臣及び当該他の工作物に関する主務大臣に、その他のときは都道府県知事（他の工作物に関する主務大臣の事務を分掌する地方支分部局の長があるときは、都道府県知事及び当該支分部局の長。以下この条並びに第五十五条第三項及び第四項において同じ。）
	主務大臣	関する主務大臣
	主務大臣	関する主務大臣

<p>当該道路の道路管理者又は</p>	<p>は</p> <p>ならない。この場合において、当該道路の道路管理者は、意見を提出しよ うとするときは、指定区 間外の国道にあつては道 路管理者である都道府県 の議会に諮問し、その他 の道路にあつては道路管 理者である地方公共団体 の議会の議決を経なけれ ばならない</p>
<p>機構若しくは会社</p>	<p>又は</p> <p>ならない</p>
<p>地方道路公社又は</p>	<p>ならない</p>

十二	第二十条第五項	第二項の規定による国土 交通大臣と当該他の工作 物に関する主務大臣との 協議が成立した場合又は 前二項
十三	第二十条第五項、第 四十四条の三第一項 から第五項まで、第 六十七条の二第二項 から第五項まで、第 九十五条の二	道路管理者 裁定
	前二項	前二項 が裁定
	機構又は会社	地方道路公社 が裁定

	十五	十四
<p>第二十一条、第二十条第一項、第三十 二条第一項、第三十 二条第一項から第三 項まで及び第五項、 第三十三条第一項、 第三十四条から第三 十六条まで、第三十 九条の二第一項、第 三十九条の三第一項 、第三十九条の四第</p>	第二十一条	第二十条第六項
	協議	道路管理者と
機構	議	機構又は会社と
地方道路公社	議	地方道路公社と

一項から第三項まで
及び第五項、第三十
九条の五第一項、第
三十九条の六第一項
から第三項まで、第
三十九条の七第二項
、第三十九条の九、
第四十条第二項、第
四十三条の二、第四
十四条第四項から第
七項まで、第四十四
条の二第三項、第五
項及び第六項、第四

十六条、第四十七条
第三項、第四十七条
の二第一項及び第五
項、第四十七条の四
、第四十七条の七第
一項、第四十八条第
二項及び第四項、第
四十八条の五第三項
、第四十八条の八第
二項、第四十八条の
九、第四十八条の十
、第四十八条の十二
、第四十八条の二十

九の三、第四十八条
の三十二、第四十八
条の三十三、第四十
八条の五十、第六十
六条第一項、第六十
八条、第六十九条第
一項、第七十一条第
一項から第三項まで
及び第五項、第七十
二条第一項及び第三
項、第七十二条の二
第一項及び第二項、
第八十七条第一項、

二十	十九	十八	十七	
第二十四条、第九十	条第四項 条第二項、第九十二 条第四項、第九十一 条第一項、第三項及	第二十三条第一項、 第三十八条、第四十 二条第一項、第七十	第二十二條の二、第 二十四條	第九十一条第三項、 第九十六条第五項
道路管理者の		道路管理者 以外	道路管理者は	
機構の		会社 及び会社以外	会社は	
地方道路公社の		地方道路公社 以外	地方道路公社は	

	二十一	第一条第一項 第三十一条第二項		
	国土交通大臣以外の道路 管理者	は 当該道路の道路管理者又 は	ならない。この場合にお いて、当該道路の道路管 理者は、意見を提出しよ うとするときは、指定区 間外の国道にあつては当 該道路管理者である都道 府県の議会に諮問し、そ の他の道路にあつては当	二十二
	会社	会社又は	ならない	
	地方道路公社	地方道路公社又は	ならない	

二十六	二十五	二十四	二十三	
第四十一条	項 第三十九条の四第四	の八第二項 第二項、第四十七条	項 第三十九条の二第六	
道路管理者	当該道路管理者	道路管理者は	道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）	該道路管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない
及び会社	道路管理者、機構	機構は	機構	
方道路公社	当該地方道路公社	地方道路公社は	地方道路公社	
		道路管理者は、機構が	道路管理者は、機構が	
	道路管理者及び地方道路公社	道路管理者は、地方道路公社が	道路管理者は、地方道路公社	

二十九	二十八	二十七
<p>項 第四十七条の二第二</p>	<p>項 第四十五条の二第二</p>	<p>第四十五条第一項、 第四十七条の五、第 四十七条の八第一項 、第四十八条の十一 第二項、第四十八条 の二十九の四</p>
<p>道路管理者</p>	<p>道路管理者は、</p>	<p>道路管理者</p>
<p>道路管理者又は道 路整備特別措置法 第八条第一項第二 十八号若しくは第 十七条第一項第二</p>	<p>機構は、会社が</p>	<p>機構及び会社</p>
<p>道路管理者又は道 路整備特別措置法 第八条第一項第二 十八号若しくは第 十七条第一項第二</p>	<p>地方道路公社は、</p>	<p>地方道路公社</p>

三十	
項 第四十七條の二第三	
道路管理者が	同項
道路管理者又は道 路整備特別措置法 第八条第一項第二 十八号若しくは第 十七条第一項第二 十四号の規定によ り道路管理者に代 わつてこれらの権	前項 限を行う者 わつてこれらの権 り道路管理者に代 十四号の規定によ
道路管理者又は道 路整備特別措置法 第八条第一項第二 十八号若しくは第 十七条第一項第二 十四号の規定によ り道路管理者に代 わつてこれらの権	前項 限を行う者 わつてこれらの権 り道路管理者に代 十四号の規定によ

			限を行う者が	限を行う者が
三十一	第四十八条の五第二項	当該自動車専用道路の道路管理者の	機構の	地方道路公社の
三十二	第四十八条の五第二項	自動車専用道路の道路管理者（次項及び第四十八条の七から第四十八条の十までにおいて単に「道路管理者」という。）は、前項前段の場合にあつては当該協議に係る施設又は当該連結許可の申請に係る施設が次の各号に掲げる区分に応じ当該各	機構は、当該連結許可の申請に係る施設が第二号	地方道路公社は、当該連結許可の申請に係る施設が第二号

二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十号若しくは第三十二号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号の規定により道路管理者に代わつて機	二十一号、第二十三号、第二十七号、第三十号若しくは第三十二号若しくは第十七条第一項第七号、第九号、第十七号、第十九号、第二十三号、第二十六号若しくは第二十八号の規定により道路管理者に代わつて機
構若しくは地方道	構若しくは地方道

	三十六	三十五	
項	第九十五条の二第二	第九十一条第一項	
しくは第二項の規定によ	当該道路管理者	道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）	
第四十五条第一項	当該会社	会社	路公社が行うもの 若しくは有料道路 管理者が行うもの
第四十五条第一項	当該地方道路公社	地方道路公社	路公社が行うもの 若しくは有料道路 管理者が行うもの

三十七		
る自動車専用道路の指定をし、第四十五条第一項	設け、	制限し、又は自動車専用道路が他の道路に連絡する位置を定めようとする
	設け、又は	制限しようとする
	設け、又は	制限しようとする

第十五条第二項中「上欄」を「第二欄」に、「中欄」を「第三欄」に、「下欄」を「第四欄」に改め、同項の表を次のように改める。

一	項	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
		第二条第二項第二号	第十八条第一項に規定する道路管理者	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十八条第四項に規定する有料道路管理者（以下「有料道路管理者

	二	<p>第二条第二項第五号及び第七号から第九号まで</p>	<p>第十八条第一項に規定する道路管理者</p>	<p>有料道路管理者</p>	<p>「という。」</p>
	<p>第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二條第一項、第二十二條の二、第二十三條第一項、第二十四條、第二十四條の二第三項、第二十四條の三、第二十八條第一項及び第三項、第三十一條の二第二項及び第三項、第三十二條、第三十三條第一項、第二</p>	<p>道路管理者</p>	<p>有料道路管理者</p>		

項第三号、第三項及び第四
項、第三十四条から第三十
九条まで、第三十九条の二
第一項及び第五項から第七
項まで、第三十九条の第三
一項及び第三項、第三十九
条の四、第三十九条の五、
第三十九条の六第一項から
第三項まで、第三十九条の
七第二項及び第四項、第三
十九条の九、第四十条第二
項、第四十一条、第四十二
条第一項、第四十三条の二

、第四十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで、第四十四条の二第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第四十四条の三第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十五条の二第二項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第二項、第四

十七条の八、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二、第四十八条の三、第四十八条の五、第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十一第二項、第四十八条の十二、第四十八条の二十第一項、第二項及び第五項、第四十八条の二十三第一項、第五

項及び第六項、第四十八条
の二十四第一項及び第三項
、第四十八条の二十五、第
四十八条の二十六、第四十
八条の二十七第一項及び第
二項、第四十八条の二十八
第二項、第四十八条の二十
九、第四十八条の二十九の
三、第四十八条の二十九の
四、第四十八条の二十九の
五第一項、第四十八条の二
十九の六第一項から第三項
まで、第四十八条の三十、

第四十八条の三十二から第
四十八条の三十四まで、第
四十八条の三十五第一項、
第四十八条の三十六、第四
十八条の三十七第一項、第
四十八条の三十八第一項か
ら第三項まで、第四十八条
の四十第一項、第四十八条
の四十一、第四十八条の四
十六から第四十八条の五十
まで、第五十七条、第五十
八条第一項、第五十九条第
三項、第六十条から第六十

二条まで、第六十六条第一
項、第六十七条の二、第六
十八条、第六十九条第一項
、第七十条第一項、第三項
及び第四項、第七十一条第
一項から第三項まで及び第
五項、第七十二条第一項及
び第三項、第七十二条の二
第一項及び第二項、第七十
三条第一項から第三項まで
、第七十五条第四項及び第
五項、第七十六条、第八十
六条第二項、第八十七条第

四	
<p>第十九条の二第一項、第二十条第一項、第三項、第四項及び第六項、第三十一条第一項から第四項まで、第</p>	<p>一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項から第五項まで、第一百三条第二号、第五号及び第六号、第一百四十一条第一号、第三号及び第四号、第一百五十一条、第一百六条第一号</p>
	<p>当該道路の道路管理者</p>
	<p>有料道路管理者</p>

七	六	五	
第二十条第五項	第二十条第四項	第二十条第三項、第三十一条第二項	三十一條の二第一項、第四十九條、第五十五條第三項、第七十五條第二項及び第三項、第九十三條
第二項の規定による国土交通大臣と当該他の工作物に	者 の道路にあつては道路管理者 の議事に諮問し、その他	指定区間外の国道にあつては道路管理者である都道府 理者 国土交通大臣以外の道路管	
前二項	有料道路管理者	有料道路管理者	

	八	
	第二十条第六項	
第二十四条の二第一項	道路管理者と	関する主務大臣との協議が成立した場合又は前二項
第一項、第四十九條、第五	道路管理者（指定区間内の国道にあつては、国。第三項（第四十八條の三十五第三項において準用する場合を含む。）、第三十九條第一項、第四十四條第五項及び第七項、第四十四條の三第八項、第四十八條の七第一項、第四十八條の三十五第一項、第四十九條、第五	有料道路管理者と
	有料道路管理者は、有料道路管理者である地方公共団体の条例	

十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九條第一項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三項並びに第九十一条第三項において同じ。）
は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令

十二	十一	十
<p>第三十九條第二項、第三十 九條の二第五項、第四十四 條第一項、第四十八條の七 第二項、第四十八條の三十 五第一項、第六十一條第二</p>	<p>第三十一條の二第一項</p>	<p>第三十一條第三項</p>
<p>条例（指定区間内の国道に あつては、政令）</p>	<p>指定区間外の国道、都道府 県道又は市町村道</p>	<p>指定区間外の国道にあつて は当該道路管理者である都 道府県の議会に諮問し、そ の他の道路にあつては当該 道路管理者</p>
<p>条例</p>	<p>道路整備特別措置法第十八條 第二項の規定による届出に係 る道路</p>	<p>当該有料道路管理者</p>

十六	十五	十四	十三	
第四十八条の五第一項	第四十四条の二第二項	第三十九条の七第四項	第三十九条第二項	項、第七十三条第二項
<p>管理者</p> <p>当該自動車専用道路の道路</p>	<p>）</p> <p>以下この条において同じ。</p> <p>あつては、国土交通省令。</p>	<p>当該条例又は当該政令</p>	<p>令)</p> <p>同項の条例(指定区間内の国道にあつては、同項の政令)</p>	<p>但し、条例で定める場合において</p>
<p>有料道路管理者</p>	<p>条例</p>	<p>当該条例</p>	<p>同項の条例</p>	<p>この場合において</p>

十七	第四十八条の五第二項	自動車専用道路の道路管理者（次項及び第四十八条の七から第四十八条の十までにおいて単に「道路管理者」という。）	有料道路管理者
十八	第四十八条の十七第二項、 第四十八条の二十九の第二項	道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）	有料道路管理者
十九	第四十八条の四十二第一項	道路管理者（以下「特定道路管理者」	有料道路管理者（以下「特定有料道路管理者」
二十	第四十八条の四十二第二項、 第四十八条の四十四、 第四十八条の四十五	特定道路管理者	特定有料道路管理者

二十一	第五十四条の二第一項、第五十五条第一項	第四十九条から第五十一条までの規定により国又は	第四十九条の規定により有料道路管理者である
二十二	第五十五条第一項及び第四項	国土交通大臣又は当該道路の道路管理者	有料道路管理者
二十三	第五十五条第二項	第二十条第二項及び第三項	第二十条第三項
二十四	第五十五条第三項	道路管理者である	有料道路管理者である
二十五	第六十四条第一項	第二十五条の規定に基づく料金 道路管理者の収入とし、第三十九条の規定に基づく占有料は、政令で定める区分に従い、道路管理者又は第十三条第二項の規定により	第三十九条の規定に基づく占有料 有料道路管理者

<p>二十六</p>	
	<p>第七十一条第四項</p>
<p>基づく処分</p>	<p>指定市 指定区間内の国道の維持、 修繕及び災害復旧以外の管 理を行う都道府県若しくは</p>
<p>基づく処分で道路整備特別措 置法第八条第一項第十三号、 第十四号、第二十一号、第二 十三号、第二十七号、第三十 号若しくは第三十二号若しく は第十七条第一項第七号、第 九号、第十七号、第十九号、 第二十三号、第二十六号若し くは第二十八号の規定により</p>	

		二十八		二十七	
	第八十五条第三項		第八十五条第二項	第七十五条第二項第二号、 第九十一条第一項	
築に	道路の附属物の新設又は改	都道府県道又は市町村道の 道路管理者	都道府県道又は市町村道に	道路管理者の	
第二項の規定による届出に係	道路整備特別措置法第十八条	道路の有料道路管理者	道路整備特別措置法第十八条 第二項の規定による届出に係 る道路に	有料道路管理者の	道路管理者に代わって機構若 しくは地方道路公社が行うも の若しくは有料道路管理者が 行うもの

三十	二十九			
第九十一条第一項		<p>道路の附属物の新設又は改築が国道の新設又は改築に伴うものである場合においては、当該国道の新設又は改築に要する費用を負担する者がその負担の割合に応じて負担し、その他の場合においては、道路管理者</p>	<p>る道路の附属物の新設又は改築に</p> <p>有料道路管理者</p>	
<p>道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交</p>		<p>有料道路管理者</p>		

		<p>通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）</p>	
三十一	第九十三条	<p>当該道路管理者 都道府県又は市町村である 道路管理者</p>	<p>当該有料道路管理者 有料道路管理者</p>
三十二	第九十六条第二項	<p>当該都道府県の知事又は当 該市町村の長 道路管理者がした</p>	<p>当該有料道路管理者である都 道府県又は市町村の長 有料道路管理者がした</p>

第十六条中「又は会社が」を「（以下「機構」という。）又は会社が」に、「第一欄に」を「第二欄に」に、「第二欄に」を「第三欄に」に、「第三欄に」を「第四欄に」に、「第四欄に」を「第五欄に」に改め、同条の表を次のように改める。

	読み替える道路法の	読み替えられる字句	高速自動車国道法第二	読み替える字句
--	-----------	-----------	------------	---------

	三	二	一	項
第二十一条、第二十	第十九条の二第一項	第二条第二項第五号、第七号及び第八号	第二条第二項第二号	規定
道路管理者	当該他の道路の道路管理者	第十八条第一項に規定する道路管理者	第十八条第一項に規定する道路管理者	
国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣	十五条の規定により読み替えた字句
機構	会社	会社	道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第四項に規定する会社（以下「会社」という。）	

二条第一項、第三十
二条第一項から第三
項まで及び第五項、
第三十三条第一項、
第三十四条から第三
十六条まで、第三十
九条の三第一項、第
三十九条の四第一項
から第三項まで及び
第五項、第三十九条
の五第一項、第三十
九条の六第一項から
第三項まで、第三十

四

九条の七第二項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十条の二、第四十四条第四項及び第六項、第四十四条の二第三項、第五項及び第六項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七第一項、第

四十八条第二項及び
第四項、第四十八条
の二十九の三、第四
十八条の三十二、第
四十八条の三十三、
第四十八条の五十、
第六十六条第一項、
第六十八条、第七十
一条第一項から第三
項まで及び第五項、
第七十二条の二第一
項及び第二項、第九
十六条第五項

九	八	七	六	五
第三十八条第二項、	第二十四条、第九十条第一項	第四項、第九十一条第二項、第九十二条第四項	第二十三条第一項、第三十八条第一項、第四十二条第一項、第七十条第三項及び	第二十二條の二
道路管理者が	道路管理者の		道路管理者	道路管理者は
国土交通大臣が	国土交通大臣の		国土交通大臣	国土交通大臣は
会社が	機構の		会社	会社は
			国土交通大臣、機構及び会社以外	
			二十四条	

十四	十三	十二	十一	十	
項 第三十九条の四第四	項 第三十九条の二第六	項 第三十九条の二第一	第四項 第三十九条の二第一 項、第三十九条の四	第九十三条 第三十八条第二項、	第七十条第一項
当該道路管理者	除く。 ） である道路管理者を	道路管理者の	道路管理者は	当該道路管理者	
国土交通大臣	国土交通大臣	国の	国土交通大臣は	国土交通大臣	
機構	機構	機構の	機構は	当該会社	

	十五		十六	十七	
第四十一条	第四十一条	第四十一条第三項、第七十二條第一項及び第三項、第九十一条第三項	第四十四条第五項及び第七項、第六十九條第一項、第七十二條第一項及び第三項	第四十四条の三第一項から第五項まで、第六十七條の二第二項から第五項まで	第四十五條第一項、第四十七條の五、第
道路管理者	道路管理者	道路管理者	道路管理者	道路管理者	道路管理者
国土交通大臣	国土交通大臣	国	国土交通大臣	国土交通大臣	国土交通大臣
国土交通大臣、機構及び会社	国土交通大臣、機構	機構	機構又は会社	機構及び会社	機構及び会社

		十九			十八
項	第四十七條の二第三	項			第四十七條の八第一項、 第四十八條の二十九の四
者	一の道路の道路管理者	者	他の道路の道路管理者	管理者	一の道路の道路管理者が行う
	国土交通大臣	又は国土交通大臣	他の道路の道路管理者	一の道路の道路管理者	国土交通大臣又は一の道路の道路管理者が行う
特別措置法第八条	一の道路の道路管理者又は道路整備	理者又は機構	他の道路の道路管	道路の道路管理者	機構又は一の道路の道路管理者が行う

二十三	二十二	二十一	二十
第八十七条第一項	第七十条第一項	第六十七条の二第一項	
路管理者 国土交通大臣及び道	道路管理者又は	道路管理者は	
国土交通大臣	国又は	国は	
機構 国土交通大臣及び	会社又は	会社は	第一項第二十八号 若しくは第十七条 第一項第二十四号 の規定により道路 管理者に代わつて これらの権限を行 う者

<p>二十四</p>	<p>第九十一条第一項</p>	<p>道路管理者（国土交通大臣が自ら道路の新設又は改築を行う場合における国土交通大臣を含む。以下この条及び第九十六条第五項後段において同じ。）</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>会社</p>
<p>二十五</p>	<p>第九十三条</p>	<p>当該道路の道路管理者</p>	<p>国土交通大臣</p>	<p>会社</p>

（高速自動車国道法施行令の一部改正）

第三条 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条の表を次のように改める。

項	一	二	
読み替える道路法の規定	第十九条の二第一項	第二十一条	第二十一条、第二十二条第一項、第二十二條の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条第
読み替えられる字句	当該他の道路の道路管理者	前条及び第三十一条	道路管理者
読み替える字句	国土交通大臣	高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第八条及び第十二条	国土交通大臣

一、第三十九条の二第七項、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第三十九条の九、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項、第二項、第四項及び第六項、

第四十四条の二第一項から第三項まで、第五項及び第六項、第四十四条の三第一項から第五項まで、第四十五条第一項、第四十五条の二第二項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の七第一項及び第二項、第四十七条の八第一項、第四十七条の十一第一項及び第三項、

第四十八条第二項及び第四
項、第四十八条の二十九の
三、第四十八条の二十九の
四、第四十八条の二十九の
五第一項、第四十八条の二
十九の六第一項及び第二項
、第四十八条の三十、第四
十八条の三十二から第四十
八条の三十四まで、第四十
八条の三十六、第四十八条
の三十七第一項、第四十八
条の三十八第一項及び第二
項、第四十八条の四十第一

項、第四十八条の四十一、
第四十八条の四十六から第
四十八条の四十八まで、第
四十八条の五十、第五十七
条、第六十条、第六十二条
、第六十六条第一項、第六
十七条の二、第六十八条、
第七十条第三項及び第四項
、第七十一条第一項から第
五項まで、第七十二条の二
第一項及び第二項、第九十
一条第二項、第九十二条第
四項、第九十六条第五項、

	四	
第二十四条の二第一項	第二十四条	<p>第百三条第二号、第五号及び第六号、第百四条第一号、第三号及び第四号、第百五条、第百六条第一号</p>
<p>道路管理者（指定区間内の国道にあつては、国。第三項（第四十八条の三十五第三項に</p>	<p>第十二条、第十三条第三項、第十七条第四項若しくは第六項から第八項まで、第十九条から第二十二条の二まで、第四十八条の十九第一項又は第四十八条の二十二第一項</p>	
国	<p>第二十一条から第二十二条の二まで又は高速自動車国道法第七条の二若しくは第八条</p>	

において準用する場合を含む。

）、第三十九条第一項、第四十四条第五項及び第七項、第四十四条の三第八項、第四十八条の七第一項、第四十八条の三十五第一項、第四十九条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十四条第一項、第六十九条第一項、第七十条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第八十五条第三

	六	
第二十八条の二第一項	第二十四条の二第三項、第三十九条第一項、第四十四条第五項及び第七項、第四十条の三第八項、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十九条第一項、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第一項から第三項まで、第九十一条第三項	項並びに第九十一条第三項において同じ。）
道路（以下	道路管理者	
高速自動車国道及び高速自	国	

	九	八	七	
第三十九条の二第一項、第	条 九条の四第四項、第九十三	条第一項 第三十八条第二項、第七十		
道路管理者は	当該道路管理者	道路管理者が	をいう。）その他の 規定する踏切道密接関連道路 百九十五号）第三条第一項に 促進法（昭和三十六年法律第 道密接関連道路（踏切道改良 二以上の道路管理者は、踏切	
国土交通大臣は	国土交通大臣	国土交通大臣が	者は、 国土交通大臣及び道路管理 動車国道以外の道路（以下	

		十三	十二	十一	十
		第三十九条の七第四項	第三十九条の二第六項	第三十九条の二第一項、第六十四条第一項	三十九条の四第四項、第四十七條の八第二項、第四十八條の二十九の六第三項、第四十八條の三十八第三項
第四十七條の二第二項					
の道路に係るものであるとき	道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき	当該条例又は当該政令	道路管理者を除外する。	道路管理者の	
同項の条例（指定区間内の国道にあつては、同項の政令）	同項の政令	同項の政令	国土交通大臣	国の	
当該政令	当該政令	当該政令			
高速自動車国道及び高速自動車国道以外の道路に係る					

十五	十四	
	第四十七條の二第三項	
<p>道路管理者（当該許可に関する権限を行う者が国土交通大臣である場合にあつては、国</p>	一の道路の道路管理者	<p>（国土交通省令で定める場合を除く。）</p> <p>一の道路の道路管理者が行う当該一の道路の道路管理者</p> <p>他の道路の道路管理者</p>
国	国土交通大臣	<p>ものであるとき</p> <p>国土交通大臣又は一の道路の道路管理者が行う</p> <p>国土交通大臣又は当該一の道路の道路管理者</p> <p>他の道路の道路管理者又は国土交通大臣</p>

十六	第四十七条の七第一項、第九十一条第一項	第十八条第一項	高速自動車国道法第七条第一項
十七	第四十七条の八第二項、第四十八条の二十九の六第三項、第四十八条の三十八第三項	道路管理者の	関係地方整備局又は北海道開発局の
十八	第四十八条の三十五第一項	道路管理者は	国は
十九	第四十八条の四十二第一項	道路管理者（以下「特定道路管理者」という。）	国土交通大臣
二十	第四十八条の四十二第二項、第四十八条の四十四、第四十八条の四十五	特定道路管理者	国土交通大臣
二十一	第四十八条の四十九	国土交通大臣又は道路管理者	国土交通大臣

	二十二	第六十条	この法律	この法律及び高速自動車国道法
	二十三	第六十四条第一項	割増金、第二十五条の規定に基づく料金 道路管理者又は第十三条第二項の規定により指定区間内の国道の維持、修繕及び災害復旧以外の管理を行う都道府県若しくは指定市	割増金 国
	二十四	第六十四条第二項	同項の道路管理者	国
	二十五	第七十条第一項	道路管理者は	国は
第七十一条第五項			道路管理者又は 、第四十八条第四項、第四十	国又は 又は第四十八条第四項

三十	二十九	二十八			二十七	二十六	
	第九十六条第五項	第九十三条	第九十一条第一項			第八十七条第一項	
又は第四十八条の五第一項若	第三十二条第一項若しくは	当該道路の道路管理者	道路管理者の	じ。) 十六条第五項後段において同		国土交通大臣及び道路管理者	八条の十二又は第四十八条の十六
の規定	第三十二条第一項又は	国土交通大臣	国土交通大臣の	国土交通大臣		国土交通大臣	

三十一	第百五条	しくは第三項の規定、第四十八条第四項、第四十八条の十二若しくは第四十八条の十六	若しくは第四十八条第四項
-----	------	---	--------------

(宅地建物取引業法施行令の一部改正)

第四条 宅地建物取引業法施行令(昭和三十九年政令第三百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十五号中「第四十七条の九」の下に、「第四十八条の二十九の七」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二十五の二 踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第九十五号)第十条

(山村振興法施行令の一部改正)

第五条 山村振興法施行令(昭和四十年政令第三百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「の権限は、第二項」を「が代わつて行う権限は、第二項前段」に、「告示する」を「告示された」に改め、「から」の下に「同項後段の規定により告示された当該」を加え、同項ただし書中

「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に、「もの」を「権限」に、「工事の」を「当該」に改め、同条第五項中「又は第三十一号」を「第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第六項中「第三十一号、第三十二号」を「第三十二号、第三十四号、第三十五号」に、「第三十三号」を「第三十六号」に、「第四十号」を「第四十三号」に改める。

（豪雪地帯対策特別措置法施行令の一部改正）

第六条 豪雪地帯対策特別措置法施行令（昭和四十六年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「の権限は、第一項」を「が代わつて行う権限は、第一項前段」に、「告示する」を「告示された」に改め、「から」の下に「同項後段の規定により告示された当該」を加え、同項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に、「もの」を「権限」に、「工事の」を「当該」に改め、同条第四項中「又は第三十一号」を「第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第五項中「第三十一号、第三十二号」を「第三十二号、第三十四号、第三十五号」に、「第三十三号」を「第三十六号」に、「第四十号」を「第四十三号」に改める。

（半島振興法施行令の一部改正）

第七条 半島振興法施行令（昭和六十一年政令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「の権限は、第二項」を「が代わつて行う権限は、第二項前段」に、「告示する」を「告示された」に改め、「から」の下に「同項後段の規定により告示された当該」を加え、同項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に、「もの」を「権限」に、「工事の」を「当該」に改め、同条第五項中「又は第三十一号」を「、第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第六項中「第三十一号、第三十二号、第三十三号、第三十四号、第三十五号」に、「第三十三号」を「第三十六号」に、「第四十号」を「第四十三号」に改める。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第八条 沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に改め、同条第四項中「又は第三十一号」を「、第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第五項中「第六条第四項各号」を「第六条第五項各号」に改める。

（独立行政法人都市再生機構法施行令の一部改正）

第九条 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「同項第三十二号及び第三十三号」を「同項第三十五号及び第三十六号」に改め、同条第三項中「及び第三十一号」を「、第三十二号及び第三十四号」に改め、同条第四項中「及び第三十一号」を「、第三十二号及び第三十四号」に、「同項第四十号」を「同項第四十三号」に改める。

第十一条中「公告される工事の開始」を「公告された特定公共施設工事の開始」に、「公告される工事の完了」を「公告された当該特定公共施設工事の完了」に改め、「日まで」の下に「の間」を加え、同条ただし書中「は、工事の」を「については、当該」に改め、同条第一号中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に改める。

（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令の一部改正）

第十条 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に改める。

（日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令の一部改正）

第十一条 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表第九条第一項第十号及び第十項の項中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に、「第四十四条の二第四項」を「第四十四条の三第四項」に、「第四十四条の二第五項」を「第四十四条の三第五項」に改め、同表第九条第一項第十号の項中「第四十四条の二第二項」を「第四十四条の三第二項」に、「第四十四条の二第三項」を「第四十四条の三第三項」に改め、同表第九条第一項第十一号の項読み替えられる字句の欄中「及び第四十八条の十一第二項」を「、第四十八条の十一第二項及び第四十八条の二十九の四」に改め、同表第三十条第一項第五号の項の次に次のように加える。

第三十条第一項第五号の二	第四十四条の二第一項（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）	第四十四条の二第一項
--------------	--------------------------------------	------------

第六条第一項の表第四十六条第一項の項中「第五十三条」を「第五十三条第二項」に改め、同条第二項の表第三十一条第三項の項中「にあつては道路管理者」を「にあつては当該道路管理者」に改め、同表第

四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第六十七条の二第二項から第五項まで、第九十五条の二の項中「第四十四条の二第一項」を「第四十四条の三第一項」に改める。

（東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令の一部改正）

第十二条 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十四号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「第四十四条の二第七項」を「第四十四条の三第七項」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に改め、同条第四項中「又は第三十一号」を「、第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第五項中「第三十一号、第三十二号」を「第三十二号、第三十四号、第三十五号」に、「第三十三号」を「第三十六号」に、「第四十号」を「第四十三号」に改める。

（福島復興再生特別措置法施行令の一部改正）

第十三条 福島復興再生特別措置法施行令（平成二十四年政令第百十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第四十七号」を「第五十号」に、「第四十四条の二第七項」を「第四十四条の三第七項」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号若しくは第三十九号」を「第四条第一項第四十一号若しくは第四十二号」に改め、同条第四項中「又は第三十一号」を「第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第五項中「第三十一号、第三十二号」を「第三十二号、第三十四号、第三十五号」に、「第三十三号」を「第三十六号」に、「第四十号」を「第四十三号」に改める。

(大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正)

第十四条 大規模災害からの復興に関する法律施行令(平成二十五年政令第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「第四十四条の二第七項」を「第四十四条の三第七項」に改め、同条第三項ただし書中「第四条第一項第三十八号若しくは第三十九号」を「第四条第一項第四十一号若しくは第四十二号」に改め、同条第四項中「又は第三十一号」を「第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第五項中「第三十一号、第三十二号」を「第三十二号、第三十四号、第三十五号」に、「第三十三号」を「第三十六号」に、「第四十号」を「第四十三号」に改める。

(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令の一部改正)

第十五条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令(令和三年政令第三百三十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に改め、同条第五項中「又は第三十一号」を「第三十二号又は第三十四号」に改め、同条第六項中「第三十一号、第三十二号」を「第三十二号、第三十四号、第三十五号」に、「第三十三号」を「第三十六号」に、「第四十号」を「第四十三号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和三年九月二十五日)から施行する。

(道路の修繕に関する法律の施行に関する政令の一部改正)

第二条 道路の修繕に関する法律の施行に関する政令(昭和二十四年政令第六十一号)の一部を次のように

改正する。

第四条中「第三十九号、第四十二号及び第四十三号」を「第四十二号、第四十五号及び第四十六号」に、「第四項」を「第五項」に改める。

（踏切道改良促進法施行令の一部改正）

第三条 踏切道改良促進法施行令（昭和三十七年政令第三百二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第三十五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号及び第四十四号」を「第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号」に改め、同条第四項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に改める。

（都市再生特別措置法施行令の一部改正）

第四条 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「権限」の下に「（第四項において「市町村が代行する権限」という。）」を加え、「第四十六条第一項第二号の規定」を「第四十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による通行の禁止又は制限」に、「次項」を「第三項」に、「第三十二号」を「第三十五号」に、「第三十三号

」を「第三十六号」に、「第三十五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号及び第四十四号」を「第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「第一項に規定する市町村の権限」を「市町村が代行する権限」に、「公示される」を「公示された」に改め、「から」の下に「同項の規定に基づき公示された当該」を、「まで」の下に「の間」を加え、同項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に、「国道の新設等又は国道の維持等の」を「当該」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。
(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正)

第五条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「権限」の下に「（第四項において「市町村が代行する権限」という。）」を加え、「第四十六条第一項第二号」を「第四十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）」に、「次項」を「

第三項」に、「第三十五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号及び第四十四号」を「第三十八号、第三十九号、第四十一号、第四十二号及び第四十七号」に改め、同項後段を削り、同条第三項中「第一項に規定する市町村の権限」を「市町村が代行する権限」に、「公示される」を「公示された」に改め、「から」の下に「同項の規定に基づき公示された当該」を、「まで」の下に「の間」を加え、同項ただし書中「第四条第一項第三十八号及び第三十九号」を「第四条第一項第四十一号及び第四十二号」に、「工事の」を「当該」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村は、前項の規定による協議が成立したときは、遅滞なく、その内容を公示しなければならない。

理由

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、国土交通大臣が道路管理者に代わって行う権限に防災拠点自動車駐車場の利用の禁止又は制限の権限を追加する等道路法施行令その他の関係政令の規定の整備等を行う必要があるからである。